

令和3年度 生産緑地地区の追加指定のお知らせ

令和3年度分の生産緑地地区の追加指定を行います。つきましては、生産緑地地区の指定を希望される方は、下記に示す期間内に申請を行ってください。

受付期間 令和3年6月1日(火)～ 同月30日(水) (ただし、土曜日、日曜日を除く。)

※上記期間以外は、書類の受付はできません。

受付場所 申請地を所管する農業振興センター

ただし、次に示す要件のいずれかに該当する物件については、指定ができません。

- 生産緑地法第10条の規定に基づく買取申出を行った生産緑地の主たる従事者であった者が、主たる従事者である物件
- 農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用の届出が行われている物件
ただし、転用後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、指定も可能。
- 申請書等を審査したうえで、都市計画上不適切であると思われる物件
- 農地の区域が確認できない物件
- 一団のものの区域となる面積が300㎡未満である物件(平成30年4月1日から新基準に変わりました。)

なお、物理的な一体性を有していなくても、個々の面積が100㎡以上である農地等で、同一又は隣接する街区に存在する農地等と一体で一団のものの区域となり、その区域の面積が300㎡以上である場合は指定も可能。

なお、対象となる物件は、原則として不動産登記法に基づき登記された一筆の農地等であり、かつ、農地基本台帳に記載されているものとします。特に、登記簿上の地目が、「田」「畑」以外の物件については、別途農地である旨の証明等が必要となります。

その他、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

京都市都市計画課

電話 (075)222-3505

北部農業振興センター 北区, 左京区, 上京区

電話 (075)493-6660

西部農業振興センター 中京区, 下京区, 南区, 右京区(京北地域除く), 西京区

電話 (075)321-0551

東部農業振興センター 伏見区, 山科区, 東山区

電話 (075)641-4340

【京都市】